

2014年 3月5日
No 1445号
働くルールの確立で
人間性の回復を



発行 明治乳業争議団
連絡先 〒272-0015
千葉県市川市鬼高2-6-2
☎・Fax 047-332-5698
E-mail mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp
HP 明治乳業争議団 ⇒ 検索

全てやりきり道筋を拓く決意です

2014年度支援共闘会議総会 & 決起の「旗びらき」



しっかりと手をつなぎ全力で頑張ります

都労委超不当命令に断固抗議すると同時に、「このままでは認められない！」の決意を固め、中労委闘争を開始している明治乳業争議団は、都知事選挙との関係で遅延していた支援共闘会議総会と、新春「旗びらき」を2月23日に開催しました。日曜日にも拘わらず、東京労働会館地下会議室に満席のご参加を頂いた年度総会では、都労委超不当命令を糾弾し、中労委の再審査で必ず救済命令を獲得することを。同時に（株）明治の3つの異常企業体質（①不祥事・不正行為が絶えない、②死亡災害が絶えない、③1960年代から労働争議が絶えない）を徹底的に告発し、食の「安全・安心」が脅かされる実態を広く消費者に知らせ、経営陣の責任を厳し



腹に据えて頑張ります。師のアツと驚くパフォーマンスなど等、日々の厳しい闘いが癒されるひと時として、元気の「旗びらき」になりました。皆さんからの、「なんとしても解決への道筋を！」の励ましに、争議団は頂いたパワーを

く追求すること等々の方針を確認。役員体制では、議長・松本哲男（千葉労連議長）、事務局局長・菊池光男（東京地評組織局長）さんらが再任されました。夕刻からは、同会館のラパスホールで「旗びらき」が開催され、多くの方々から長期争議を不屈に闘う明治乳業争議団への励ましを頂きました。松平晃さんのトラペット、市川市の歌声「アリアベラ」による会場一体での歌声、そして、手品

役員体制

議長・松本悟氏
事務局局長・菊池光男氏が再任

明乳争議と私



諸井さん
裁判所・労働委員会を労働者に取り戻すたか

2月21日、支援共闘会議総会が開催され、争議の全面解決にむけ、広範な仲間と運動を展開することが求められていることを感じた。総会では「戸田の支援する会」の田中議長が地域での取り組みを報告していたが、今後争議解決にむけ、埼玉連と地域が連携して、大きなとりくみができないかと考えた。私は明乳争議団と出会ってから10年以上になるが、みなさんの不屈なたたかいに敬意を表するとともに生きざまを学ばせてもらった。特に戸田（関東）工場要請行動ではバリゲートをはって、私たちの入場を妨害するかつての同僚たちにも「食品産業で働く仲間じゃないか。きちんと話し合うよう伝えてくれ」と説得する姿を見た。明乳争議は「解雇・差別の自由社会は許さない」たたかいであり、

支援共闘会議副議長
埼玉連幹事
諸井武志さん

『人口がベラルーシの5分の1の福島県で75人』

福島の子供たち「小児甲状腺がんが爆発的に発症

そして大新聞をはじめ報道しないマスコミの恐怖

2011年3月11日の福島第一原発事故発生から3年目、日本では小児甲状腺がんが爆発的に発症しています。チェルノブイリ原発事故後のベラルーシ（人口1000万人）に当てはめれば人口が200万人の福島県の75人とは、375人に相当する無茶苦茶な数字なのです。ベラルーシでは、最悪だったチェルノブイリ事故から9年後の1995年でも発症者は100人を越えていないのです。福島県は7日、東京電力福島第一原発の事故当時に

18歳以下だった子ども（36万人）の甲状腺検査で、結果がまとまった25万4千人のうち75人が甲状腺がんやがんの疑いがあると診断されたと発表した。この25万4千人とは、甲状腺の正式なガイドラインから血流検査など大事な4項目を省略した簡易な一

次検査の人数で、精密な二次検査終了者の人数ではないことに注意。（二次検査終了者数は半数程度と思われる）昨年11月の発表時点よりも、検査人数は約2万8千人、がんは疑いも含めて16人増えたが、今回増えた分だけを分母分子にした小児甲状腺がんの発症率は1750人で1人の割合である。福島県は通常の発症率の数百倍から数千倍の数値なので、隣接す

る宮城県茨城県千葉県東京都など他の東日本地域も、当然メルトダウンした福島第一原発の放射性プルーム（放射能雲）が襲来した影響が出ていると判断すべきであろう。去年の2013年11月12日の福島県検討委発表（確定+疑いの合計が59名）は、曲がりなりにも日本国のマスコミ各社が、誰にも気が付かないように小さく報道した。ところが、今回の2014年2月7日発表の福島県の小児甲状腺がん（確定+疑い）75人になった事実は誰も報道しない。（2月8日）



去年アルゼンチンのプエノスアイレスで開かれたIOC総会で安倍首相が行った『福島第一原発は完璧にアンダー・コントロールされている』発言は大嘘だった。ところが『マスコミ』の方は完全に安倍首相がアンダー・コントロールしているのですからこれほど恐ろしいことはない。インターネット〈検索〉「逝きし世の面影より編集」

団員の横顔

市川工場事件申立人
岩本哲男
愛称「てっちゃん」と慕われた



岩本哲男
争議団事務局員としての活躍を基礎に、定年後も仕事に赴きながら東京争議団事務局次長としても大奮闘している「てっちゃん」です。

大志を抱き1964年明治乳業市川工場に入社。ところが企業紹介の宣伝とは裏腹で、劣悪な労働条件の環境による腰痛に悩まされ、その上、職場をたらい回しにされるなど、不当な扱いに我慢も限界に達し、持ち前の正義感から労働組合活動に集中する。在職中は、紙容器充填職場に在籍し、職制も仕事に関しては一目置くほどの存在にも関わらず、低職分に据え置かれ1985年に申立人の一員となる。

（株）明治は、（日本乳業協会）法令基準値（50ベクレル/kg）を振り所にせず、検査数値を取引先・消費者に公表し、「安全・安心」を消費者の権利を保障せよと、株主総会の中でも争議団は一貫して指摘しています。千葉の生協は、公表することで会員を取戻している。（マスコミ報道）

「公開質問状」を提出

公益委員に判断手法の異常を質す

都労委が明治乳業「全国事件」に交付した命令は、事件当事者や労働委員会自身の努力で蓄積されてきた判断手法から逸脱する、極めて異常なものでした。命令直後から、「労働委員会の自殺行為」との批判が止みません。私たちは、この判断に至った経緯の説明を求める「公開質問状」を、命令決定の「合議」に参加された13名の公益委員一人一人に提出し、回答を求めています。質問状は、支援共闘会議、争議団、補佐人団の三者連名で行い、一回目は昨年10月17日、二回目は2月18日に審査調整課長と面談をして手渡し、質問の趣旨説明を行い回答を求めています。



公開質問状を提出する
2月18日、門柳審査調整課長を通し、(元)会長荒木尚志氏含む公益委員全員へ、明乳争議支援共闘会議菊池事務局長から手渡しました。
一回目の質問状に回答を示さないことに抗議の意思を伝え、今回の質問状に対し3月20日までに回答を求めました



なぜ、大量観察方式・累積格差一括は正方式を採用しなかったのですか

これまで、この種事件。変わったのはこの救済の審査・判断・救済手法。救済方法なのか、それとも積格差一括は正方式との併用」です。集団間の成績分布状況などの大量観察で格差を判断し、「審査対象期間」を限定せず、に遡及審査し救済してきたのであり、都労委も「不当労働行為救済制度の趣旨にかなった救済方法」と自任していたので



他グループ従業員との比較抜きは立証は無意味ではないですか

先例は「個別アラ捜し」と明記し、それを欠く立証は無意味として退けています。本件申立人らが、会社の歪曲・捏造を含む相対比較抜き「個別アラ捜し立証」に反論したことを逆手にとり、「会社の上記査定の合理性を一定程度裏付けるもの」と



会社「人事制度」を、運用実態の審査もせずに判断基準にしていますか

命令には「申立人らの」とです。先例は、運用実態比較は、会社の人事制度(昇格や査定分布など)及び運用実態と矛盾するを判断の基準・根拠とし「人事制度」を判断の基準の資料開示拒否によつて、労働委員会も運用実態は、「人事制度」が恣意「人事制度」を基準に判的に運用され逸脱するに断しているのです。

「年功的運用」を前提とした格差の判断は妥当ではありませんか

会社が資料開示を拒否するもとで、申立人らは「集団的累積格差の存在」を、職分・賃金制度が年功的に運用されている実態を前提に推定し立証しました。しかし、命令は、張りります。会社証人の「(年功的)要素があることについて否定はしません」等の証言をも黙殺し、「年功的運用傾向が存在した事実を認めるに足りる疎明はなく・・・」とし、「当委員会の採用するところではない」等と、先例をも否定しているのです。



「調査開かれる」第2回

去る2月21日に行われた第2回調査では、都労委の常軌を逸した不当命令の異常性について、補充書(3/4)を提出して具体的に解明すると共に、中労委での審査判断が求められる争点についての説明を、中丸弁護士がおこないました。

その概要は、本件が典型的な不当労働行為事件であるにもかかわらず、事実と証拠を一顧だにせず会社を免罪した「異常性」を明らかにするために、まず事件の全体像を改めて説明。「反共労務屋」の介入が明らかになってきている事実にも言及しながら「インフォーマル組織」を「自主的な組織」と認定する「非常識」な判断構造などを指摘。

また、会社の直接介入の事実について、「出所が明らか」な直接証拠を示して、都労委命令が予断と偏見に満ちた不当極まりない判断を行っている事実や、東京高裁の認定した事実をも否定している異常性について述べま

都労委は、どこを見ているのか



「今後の進行と審査指揮」

今後の補充書(準備書面)提出予定については、累積格差の一括は正(法律論含む)問題、及び審査対象期間における不当労働行為意思や、差別査定の実態(C査定は標準であり差別ではないとの主張)などに、反論書面

次回第3回全国事件の調査期日は5月15日(10時)です。

「争議団総会の報告」中労委で解決局面を切り開く方針を確認

昨年の争議団総会では、不当労働行為の事実認定を都労委で勝ち取り、早期全面解決に向けた方針を確認し、全力で闘ってききました。しかし、都労委は、労働者の救済機関としての責務を放棄した驚くべき判断構造と無責任な認定方法を駆使し、会社の不当労働行為を免罪したのです。

こんな命令を許して黙って引き下がる訳にはいかないと、「人生このままで終われない。」それが団員の偽らざる心境でした。今年の団総会では、中労



愛知 都労委報告と中労委勝利へ向け決起集会

また、地域労連としても愛知争議団の仲間を支援していくことが確認されました。

2013年4月24日、一宮地域では都労委での勝利命令を確信し、今後の闘いを確認する集いが持たれていた。しかし、7月9日、都労委は会社の不当労働行為を否定する、「棄却・却下」の超不当命令を交付しました。私たちは、命令に抗議すると同時に、中労委での闘いを勝ち取ることをめざし一宮地区労連主催で、昨年の11月14日報告集会を開催しました。森議長挨拶の後、金井弁護士から市川事件と全国事件を対比した概要が話されました。特に、2007年東京高裁で、集団間の「有意な格差」などを追認し、格差の原因について「控訴人らの主張を妥当とする余地はある」と判断しました(不当判決であったとしても)。しかし、今回の都労委命令は、私たちが提出した証拠を無視したばかりか、不当労働行為の決定的な証拠に対し、「入手経路が不明」と切り捨てたことなど経緯が報告説明されました。争議団常任委員の桜井さんからも、会社の不当労働行為の実態を証拠資料に基づいて詳しく説明を受けました。集会に参加の愛知争議団員の奥さんも、実態を詳しく知るなかで、「今日の会議ご苦労さん、心新たに甘んじたい」と決意を語りました。